

7 個別の教育支援計画、個別の指導計画及びサポートファイル「かけはし」の作成と活用

障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

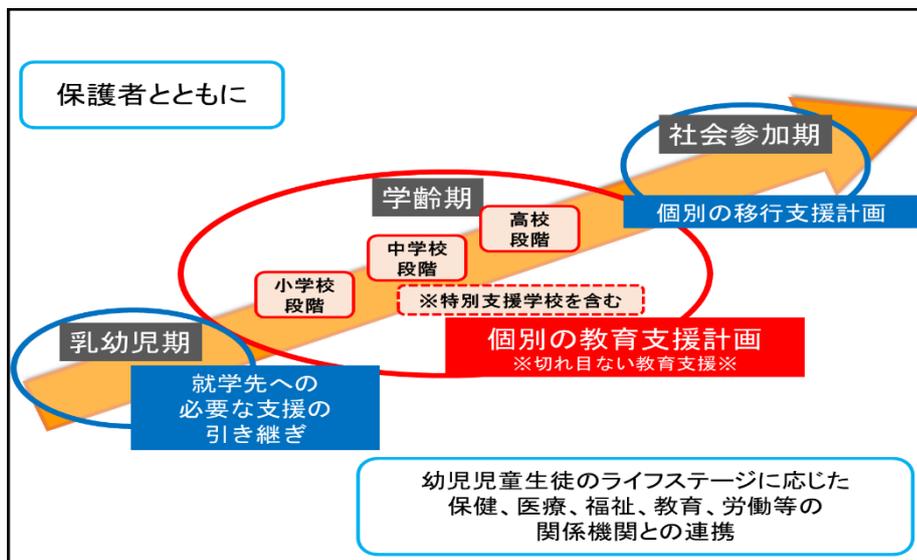
(小学校・中学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のエ)

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒全員に、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成することになっています。また、通常の学級に在籍し、教育上特別な支援が必要な児童生徒についても作成し、活用しましょう。

(1) 個別の教育支援計画

① 個別の教育支援計画とは

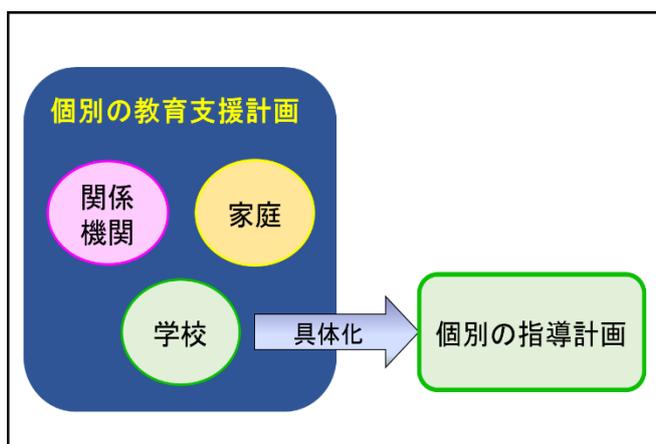
個別の教育支援計画とは、本人や保護者の希望を踏まえ、障害のある幼児児童生徒一人ひとりに関係機関（教育、医療、保健、福祉、労働等）が連携して効果的に支援するための計画です。個別の教育支援計画は、乳幼児期、学齢期、学校卒業後それぞれのライフステージにおいて、当事者に関する情報を支援機関で共有し、切れ目ない連携した支援を行うことを目的としています。



【図】 個別の教育支援計画概念図

Q. 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いは？

A. 「個別の教育支援計画」が、児童生徒の生活まごを視野に入れたトータルプランであることに対して「個別の指導計画」は、学校における指導のためのものです。「個別の教育支援計画」の中で学校における指導・支援の部分を取り上げて具体化したものが、「個別の指導計画」であるといえます。



【図】 個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係

② 個別の教育支援計画の作成と活用

ア 作成者

本人・保護者のニーズを把握しながら、保護者の同意を得て学校が作成します。子供の生活を豊かにするという視点から話し合いをすすめ、内容を整理しながら作成します。また、本人・保護者には個別の教育支援計画の作成、実施、評価、改善のすべてに積極的に参画してもらい、意向を十分に反映させていくことが大切です。

イ 記載する内容と様式

○ 記載する内容（例）

項目	記入上の留意点
本人のプロフィール	家族構成や医療歴、相談歴、様態等を記入します
本人・保護者の願い・目標	本人・保護者の願いをもとに話し合い、目標をたてます
支援の方針・内容	目標を達成するために必要な支援内容を設定し、役割分担をします
支援の評価	目標の達成度、方針の適切性、児童生徒の変容等について評価します

○ 様式

既に作成している場合は、引き継いだ様式を継続して使用してもよいです。

新たに作成する場合は、文部科学省が示している様式が参考になります。

ウ 作成の手順

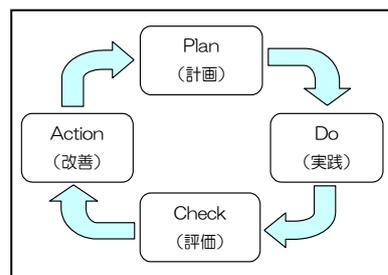
○ 本人・保護者との話し合い

・家庭や学校及び園での実態の情報交換を行い、幼児児童生徒の課題や教育的ニーズ、本人・保護者の希望等を共通理解します。

○ 目標・支援の方針・内容の設定(Plan)

・目標、支援の方針・内容を設定します。支援の役割分担について明確にし、確認を行っていくことが大切です。

- 支援の実施 (Do)
 - ・計画に沿って支援を実施します。
- 評価・分析・見直し (Check)
 - ・支援が子供にとって有効であったかどうかを評価し、目標や支援の方針を見直します。
- 改善 (Action)
 - ・目標や支援の方針の再設定をします。



【図】 P-D-C-A サイクル

このように、個別の教育支援計画に基づく支援について、個別の指導計画と同様、計画 (Plan) - 実践 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action) の過程で進めていくことが望めます。支援内容や関係者の変更や追加があった場合は随時更新をしましょう。

エ 活用の工夫

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成された個別の支援計画を引き継ぐために、これまでの支援の目的や内容を伝えたり、進学先でそれらをベースに加筆・修正したりするなど、切れ目ない支援に生かすことが大切です。

また、児童生徒のかかっている医療機関や放課後等デイサービス事業所等の福祉機関等と情報を共有しながら、関係機関で連携した支援ができることが望めます。

その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得る等、個人情報の適切な取り扱いに十分留意することが必要です。

オ 活用する上での留意点

個別の教育支援計画については、記載された個人情報が漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長の指導の下、適切に保存・管理することが必要です。

また、個別の教育支援計画は、指導要録の指導に関する記録の保存期間と同じく、5年間保存されることが文書の性質上望ましいと考えられます。

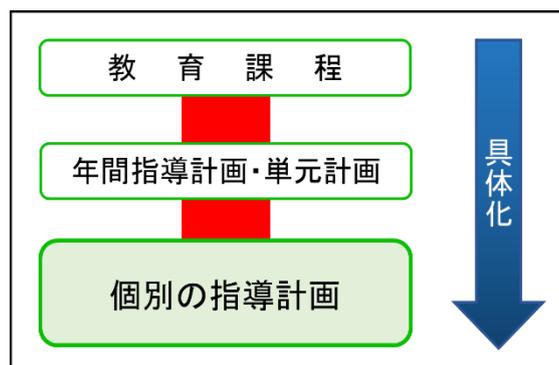
参照

- 小学校学習指導要領解説 総則編、中学校学習指導要領解説 総則編
第3章第4節の2の(1)の④ (平成29年7月 文部科学省)
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)」
(平成30年8月27日 30文科初第756号)
- 「個別の教育支援計画」作成・活用のためのリーフレット (令和2年実践推進校成果物)
(香川県教育委員会 特別支援教育課HP)
- 効果的な「個別の教育支援計画」の活用事例集等 (実践推進校研究事業)
(香川県教育委員会 特別支援教育課HP)
- 「個別の教育支援計画の参考様式について」 (令和3年6月30日 文部科学省) 【資料2】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm

(2) 個別の指導計画

① 個別の指導計画とは

教育課程を具体化したもので、学校及び園において幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を行うために、具体的な指導目標や指導内容・指導方法等を明確に示したものです。これにより、日々の授業において、指導内容等が個別に用意されます。



【図】 教育課程と「個別の指導計画」の関係

Q. 「個別の指導計画」を作成することのメリットは？

A. 「個別の指導計画」を作成することで、次の3つのメリットがあります。

- ① 子供の姿が明確になり、一人ひとりの障害や特性に応じたきめ細かな指導ができます。
- ② 指導・支援の目標や指導内容等を、校内の教職員や関係者で情報共有することができます。
- ③ 校内や学校間の引継ぎの資料となり、指導者が変わっても一貫性のある切れ目ない指導ができます。

② 個別の指導計画の作成と活用

ア 作成者

- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の場合
学級担任を中心に、特別支援教育コーディネーターや関係する教職員が協力して作成することが望まれます。
- 通級による指導を受けている児童生徒の場合
在籍学級担任と通級指導教室の担当教員が連携して作成します。
通級指導教室において受けている指導内容等を、在籍学級の個別の指導計画に反映する等、双方の共通理解のもと教員間の連携に努め、効果的な指導につなげましょう。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒の場合
特別支援学級担任が中心となって作成します。交流学級で学習する場合や教科担任制で指導する場合等は、共通理解を図りながら、目標の設定や評価を行います。
- 特別支援学校に在籍している児童生徒の場合
担任が中心となって作成します。学級や学年団の教員の他、教科担当者等と共通理解を図りながら、目標の設定や評価を行います。

イ 記載する内容と様式

○ 記載する内容（例）

項目	記入上の留意点
現在の実態	「生活・行動面」「学習面」「社会性・情緒面」等の実態を挙げます
指導目標（長期目標）	1年間程度の期間を設定して児童生徒が達成可能な目標を設定します
指導目標（短期目標）	長期目標をもとに、学期ごとの期間を設定し、具体的な目標を設定します
指導の手立て	短期目標を達成するために必要な支援内容や方法を設定します
指導の評価	目標の達成度、手立ての適切性、児童生徒の変容等について評価します

○ 様式

決まった様式はありません。それぞれの学校において、個々の児童生徒に応じて工夫して作成してください。「個別の指導計画 作成と活用の手引き」の様式を使用してもかまいません。



- 「個別の指導計画」 作成と活用の手引き
(香川県教育委員会 特別支援教育課HP)

○ 個別の指導計画の様式は以下からダウンロードできます。

特別支援教育課HP

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

ウ 作成の手順

○ 実態把握

- ・ 困っていることやつまずきの要因を把握します。
- ・ うまく取り組めていない面ばかりでなく、得意な面やよいところも取り上げましょう。

○ 指導目標・指導の手立ての設定(Plan)

- ・ 長期目標・短期目標、指導内容・方法を設定します。

○ 学校全体での指導・支援の実施(Do)

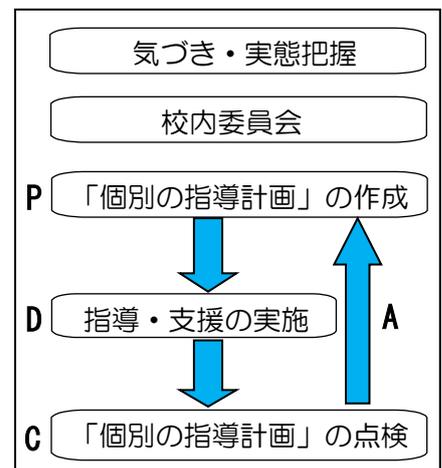
- ・ 学習活動や個への手立て、指導の場を工夫します。

○ 評価・分析・見直し(Check)

- ・ 子供の変容を評価し、目標や手立てを見直します。

○ 改善(Action)

- ・ 目標や手立ての再設定をします。



【図】 P-D-C-A サイクル

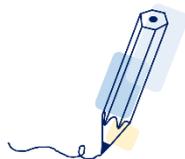
このように、個別の指導計画に基づく指導は、計画(Plan)-実践(Do)-評価(Check)-改善(Action)の過程で進められます。

エ 活用のための工夫

- 校内委員会での活用
幼児児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行う際に、個別の指導計画を活用して話し合いを行います。
- ケース会議での対象児童生徒の様子を知る資料として活用
特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とのケース会議で、個別の指導計画を活用して話し合いを行います。
- 高等学校入学者選抜試験等での配慮
中学校や高等学校での定期考査や授業での配慮事項を個別の指導計画に記録しておくことで、高等学校入学者選抜試験や大学入学共通テストで配慮を受ける際の資料となります。
- ファイルの保管による活用
職員室や学年団室等に、個別の指導計画を綴じたファイルを保管したり、データベース化して閲覧できるようにしたりする等、工夫して、全教職員が必要なときにいつでも見ることができるようになります。
- サポートファイル「かけはし」による情報の引き継ぎ
サポートファイル「かけはし」を作成している保護者には、これまでの個別の指導計画をその中に綴じてもらい、新しい学校や担任、関係者に見てもらうことで、指導を引継ぐことができます。
- 自作教材等の引き継ぎ
指導の手立てとして作成した絵カード等の教材を蓄積したり、個別の指導計画に写真を添付したりすることで、次の担当者が具体的にイメージできるようになります。
- 児童生徒の成長の跡を確認
期末懇談等で個別の指導計画に沿って保護者と目標や手立て、成果等を話し合うことで児童生徒の成長の跡を確認することができます。

オ 活用する上での留意点

「個別の指導計画」には個人情報が多く含まれています。情報管理には十分留意しましょう。活用のためにここで知り得た情報を校内関係者以外の人に伝える際には、保護者の同意が必要です。個別の教育支援計画同様、個人情報保護法や県、市町における個人情報保護条例等に基づき、校内の管理体制等について、手続きを明確にしておきましょう。



(3) 学校間での個別の教育支援計画等を活用した支援の引き継ぎ

障害等により教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対しては、成長段階を通して切れ目ない教育支援を行うことが重要です。

入学、転入学する幼児児童生徒は、新しい学校生活への期待と同時に、学習や対人関係等、様々な不安を抱えていることが予想されます。特に、これまで学校及び園で何らかの支援や配慮を受けてきた幼児児童生徒やその保護者にとっては、新たな環境への適応に、不安を抱えている様子がみられます。

個別の教育支援計画等の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、在学中の教育支援の目的や内容を個別の教育支援計画等を用いて進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない教育支援に生かすことが大切です。

また、個別の教育支援計画の学校における指導・支援の部分を取り上げて具体化した、個別の指導計画も引き継ぎ資料として有効です。

なお、個別の教育支援計画等を進学先等に引き継ぐ場合は、保護者の同意を事前に得る等、個人情報の適切な取扱いに十分留意しましょう。

参照

- 「個別の教育支援計画の参考様式について」（令和3年6月30日 文部科学省）【資料2】

通常の学級に在籍する児童生徒の個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

小・中学校学習指導要領及び、高等学校学習指導要領では、障害のある児童生徒等については個別の教育支援計画及び、個別の指導計画を作成し活用することが明記されています。本県では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）について、個別の教育支援計画等の作成と活用が進んでいる状況とは言い難く、課題となっています※。

※通常の学級に在籍する児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成が必要と判断している児童生徒に対する作成率（令和5年度）

（ ）内は全国の都道府県での順位

	小学校	中学校	高等学校
個別の教育支援計画	55.0%（42位）	9.3%（47位）	15.0%（46位）
個別の指導計画	67.4%（46位）	33.5%（46位）	27.3%（44位）

文部科学省「令和5年度特別支援教育体制整備状況調査結果」より

個別の教育支援計画、個別の指導計画は、障害のある児童生徒の指導や支援を、担任や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、学校として組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。通常の学級において、合理的な配慮や特別支援教育支援員による支援等を行う児童生徒について、個別の教育支援計画等の作成と活用が求められています。

(4) サポートファイル「かけはし」

① サポートファイル「かけはし」とは

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、乳幼児期から成人期に至るライフステージに渡って教育、福祉、保健、医療、労働、その他関係機関が包括的で一貫した支援を行うための情報共有ファイルです。

○支援をつなぐ〔縦の連携〕

幼稚園・保育所から小学校へ、そして中学校、高等学校、大学、専門学校等へ進級・進学する際に、幼児児童生徒の支援内容や支援経過を引き継ぎ、連続的で一貫した支援を目指します。

○情報を共有する〔横の連携〕

教育・医療・保健、福祉、労働等の関係機関がそれぞれの支援内容を認識しながら、効果的な支援を行うことを目指します。



Q. サポートファイル「かけはし」と「個別の教育支援計画」の違いとは？

A. 「個別の教育支援計画」は、学習指導要領に基づき、幼児期から学校卒業の時期まで、学校（園）が中心となって保護者、関係機関等と連携して作成するものに対し、サポートファイル「かけはし」は、保護者が、学校（園）や関係機関等の協力のもと任意で作成し、保管するものです。

「個別の教育支援計画」の作成、活用、更新を通じて、学校、保護者、関係機関は、教育的ニーズ（より豊かな生活の実現のために必要なこと）について共通理解を形成し、その実現に向けて目標を共有し、役割分担に基づき連携して支援に当たります。

サポートファイル「かけはし」には、学校（園）を含む各関係機関で設定された目標や支援内容、評価が定期的に記載、ファイリングされていきます。これまでの子供が受けてきた支援の経過や内容が集約された情報共有ファイルで、進学や進級、就労等の際の本人理解や支援内容の引継ぎ等に役立ちます。

サポートファイル「かけはし」は、「個別の教育支援計画」を作成、更新していく上で貴重な資料となります。また、学校（園）に在学中は、「個別の教育支援計画」を「かけはし」にファイリングすることで情報共有のツールとしてより充実したものになります。

どちらも子供の成長を願い、支援者や支援機関が情報共有して、一貫した支援することを目的としたものです。しっかり活用しましょう。

② 主な支援機関

- ア 教育機関…保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学、教育センター、教育委員会等
- イ 福祉機関…障害福祉相談所、発達障害者支援センター、医療的ケア児等支援センター、児童相談所、児童福祉施設、市町福祉担当部局、相談支援事業所等
- ウ 保健機関…保健福祉事務所、保健所、市町保健担当部局等
- エ 医療機関…地域の病院、専門医療機関等
- オ 労働機関…障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、企業等
- カ その他……親の会、NPO法人、研究機関、地域の団体等

③ サポートファイル「かけはし」の作成と活用

ア 作成者

保護者と保護者から依頼を受けた支援者が協力して作成していきます。「かけはし」は、在学（園）中に作成される諸計画の基礎資料として、また、将来にわたって連携を図るためのツールとして活用できるものです。保護者に紹介し、作成を働き掛けましょう。

イ 作成に当たっての留意点

記入は、保護者、本人及び支援者が行います。記入の手引きや記入サンプルを参考にして記入していきます。記入は全てを記入するのではなく、関係機関で共有する必要があり、効果的な支援を行うために有効な情報と考えられるものに絞ります。

支援者（教師、保育士、医師、保健師、臨床心理士、言語聴覚士、社会福祉士、相談支援員等）は、十分に保護者と懇談を行う中で、目標や支援内容を提案し、保護者の了解をふまえて、記入します。定期的に評価を行い、達成すれば新しい目標を設定します。

ウ 活用の工夫

進級・進学により担任が交代した場合や就労の際には、保護者が次の進路先へファイルを持っていき、新しい支援者にそれまでの支援内容を説明します。支援者側も、保護者に提示を求めて、これまでの情報を確認し、一貫した適切な支援の提供に努めます。

また、「個別の教育支援計画」「放課後等デイサービス計画」等、学校や関係機関が作成した指導・支援の計画や資料をファイルに添付することで、情報共有や支援をつなぐためのツールとして、より充実したものとなります。

参照

サポートファイル「かけはし」 様式・記入の手引（香川県教育委員会）【資料4】

◎サポートファイル「かけはし」は以下からダウンロードできます。
特別支援教育課HP

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsushien/shienkyoiku/hogosya/r3kakehashi.html>

エ ファイルの所持・保管

原則、保護者・本人が所持、保管します。ただし、保護者・本人が何らかの理由によって所持・保管することができない場合は、例外として保護者・本人の了解を得て支援者が責任をもって所持・保管することも考えられます。

支援者が、保護者・本人を介さずに、他機関へ情報を公開することは、決して行わないように注意しましょう。

オ 活用する上での留意点

サポートファイル「かけはし」に記載されている内容について、支援者が支援をしていく上で必要と判断されるものについては、保護者・本人の同意のもとに、複製したものを所持しても構わないこととしています。その際は、当該所属長の責任のもとに、厳重に保管し、支援の参考とする以外に使用してはいけないこととしています。また、支援の期間が終了した時には情報が漏えいすることのないよう、適切な方法で速やかに処分してください。

